

「横浜市市庁舎商業施設運営事業者公募内容検討等に係る支援業務委託」
提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は100点とします。

3 評価点の最も高い者が2人以上あるときの対応

評価項目のうち「提案内容」の評価点合計が高い者を受託候補者として特定します。さらに同点の場合は「これまでの業務実績」の評価点合計が高い者を受託候補者として特定します。

これも同点となったときは、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及びそのウェイトの詳細については、【表】プロポーザル評価表のとおりです。

(2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。評価は各A=5点、B=3点、C=1点又は0点とし、各項目の比率を乗じた点数とします。

例えば、比率2の項目の場合、

評価がAであれば評価点は $5点 \times 2 = 10点$

評価がBであれば評価点は $3点 \times 2 = 6点$

評価がCであれば評価点は $1点 \times 2 = 2点$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員の持ち点の合計の50%を基準点とします（評価委員5人全員が評価委員会に出席した場合の満点は500点、基準点は250点）。基準点に達しない場合は不適格とします。

【表】プロポーザル評価表

評価項目	評価の着目点	評価			採点			
		A (5点)	B (3点)	C (1点)	評価	比率	配点	
これまでの業務実績	支援内容（調査、検討、分析等）の広範性 （過去5年間：令和3年度以降）	優れている	十分である	—		×1	5点	
	取組の先進性等 （過去5年間：令和3年度以降）	優れている	十分である	—		×1	5点	
	実績件数 （過去5年間：令和3年度以降）	優れている	十分である	—		×1	5点	
	対象商業施設等の規模（店舗・テナント数） （過去5年間：令和3年度以降）	5店舗以上	5店舗未満	—		×1	5点	
本業務の実施体制	同種又は類似する業務の実績を有する者が担当に入っているか （過去5年間：令和3年度以降）	優れている	十分である	劣っている		×2	10点	
提案内容	業務実施スケジュール	業務全体の流れが整理されており、各段階について具体的かつ無理のない工程となっているか	優れている	妥当である	劣っている		×1	5点
	業務実施方法	データの収集方法や、収集したデータを踏まえた検討の進め方が具体的に示されているか	優れている	妥当である	劣っている		×4	20点
	報告書イメージ	報告書の構成及び表現が整理され、内容が分かりやすく示されているか	優れている	妥当である	劣っている		×2	10点
		今後、市の検討や判断に役立つ報告内容になることが期待できるか	優れている	妥当である	劣っている		×2	10点
	理解度・実現可能性	業務目的を理解しており、実現可能性があるか	優れている	妥当である	劣っている		×3	15点
	取組意欲	本業務に対する姿勢が適切で、意欲があるか	優れている	妥当である	劣っている		×1	5点
評価項目	評価の着目点	評価			採点			
		A (5点)	B (3点)	C (0点)	評価	比率	配点	
ワークライフバランス・障害者雇用・健康経営に関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく認定	—	該当している	該当していない		×1/3	1点	
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定	—	該当している	該当していない		×1/3	1点	
	若者雇用促進法に基づく認定	—	該当している	該当していない		×1/3	1点	
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.5%を達成している（従業員40.0人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員40.0人未満）	—	該当している	該当していない		×1/3	1点	
	次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・健康経営銘柄の選定 ・健康経営優良法人の認定 ・横浜健康経営の認証	—	該当している	該当していない		×1/3	1点	
合 計							100点	